

令和元年6月1日現在

機関番号：37701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04516

研究課題名(和文)ドイツのデュアルシステムで実践的訓練を担う訓練指導員の能力と養成・研修の実態解明

研究課題名(英文)Actual Situation of Aptitude and Initial and Continuing Vocational Education and Training of Trainer in Germany

研究代表者

吉留 久晴 (YOSHIDOME, Hisaharu)

鹿児島国際大学・福祉社会学部・教授

研究者番号：20387450

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、ドイツの訓練指導員に求められる能力と、その能力の獲得に資する同指導員の養成・研修プログラムの実態を明らかにすることである。こうした目的を達成するため、文献研究と聞き取り調査を実施した。その結果、(1)近年、職業訓練の際、青少年の新たな価値観に配慮した指導・対応が必要となっていることや、(2)そのため、訓練指導員志望者や訓練指導員が最近の青少年の特徴などについて理解を深められるよう、商工会議所でセミナーが開講されていることなどが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、わが国では、ドイツの訓練指導員に関する本格的な研究は皆無の状態にあった。本研究は、こうした研究上の空白を埋めるとともに、ドイツの職業教育・訓練職やその養成・研修に関する知見を豊富化することに貢献することができた。また、本研究は、わが国の日本版デュアルシステムにおける企業の教育担当者の在り方を検討するうえでも、有益な知見を提供することができたといえる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed the actual situation of aptitude and initial and continuing vocational education and training of trainer in Germany. In recent years, trainers need to pay attention to new values of youth in vocational training in Germany. Therefore, each Chambers of Commerce and Industry hold seminars so that trainers and candidates for trainer can learn about the characteristics of youth.

研究分野：教育学

キーワード：職業教育 職業訓練 訓練指導員 デュアルシステム ドイツ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

今世紀に入ってから、ドイツのデュアルシステム（週3～4日の企業での実践的訓練に、週1～2日程度の職業学校での座学を組み合わせた職業教育訓練の形態）をめぐって、以下のような2つの新たな課題が生じている。

第1は、デュアルシステムでの実践的訓練の質を保証するという課題である。第2は、その実践的訓練を受ける青少年が多様化する中、学業成績がそれほど良くない青少年や社会的スキルが十分に身につけていない青少年（以下、「配慮が必要な青少年」と表記）の訓練修了を実現するという課題である。ドイツでは、デュアルシステムの維持及び魅力強化のためにも、このような課題への対応が急務となっている。

こうした「訓練の質保証」と「配慮が必要な青少年の訓練修了の実現」の成否は、実践的訓練の計画・実施の責任者である企業の訓練指導員の力量に依るところが大きい。もっとも、訓練指導員が上記のような新たな課題に対応するためには、これまで同指導員にとりわけ必要とされてきた能力（たとえば、一定の職種に関する専門的知識・技能や訓練計画を立案する能力など）だけでは、必ずしも十分ではないと思われる。

それらの能力とともに、訓練指導員には訓練方法上の能力や関係構築に関する能力などが、以前にも増して必要となるといえよう。それゆえ、上記の課題への対応の一環で、近年、訓練指導員に求められる能力が従来以上に多様化し、それに連動する形で、同指導員の養成・研修プログラムが改変されていると考えられるのである。

2. 研究の目的

本研究の主たる目的は、以下の2点である。

(1)ドイツのデュアルシステムにおいて、青少年に対する実践的訓練を担っている企業の訓練指導員に求められる能力を明らかにする。

(2)それらの能力の獲得に資する訓練指導員の養成・研修プログラムの実態を解明する。

3. 研究の方法

主として、以下のような文献研究と聞き取り調査を実施した。

文献研究

(1)収集したドイツの訓練指導員に関する研究書や研究論文などのレビューを行い、研究成果を確認するとともに、訓練指導員に関する基本的な事実と論点を整理した。

(2)また、訓練指導員の能力のミニマムスタンダードが示されている、現行の「訓練指導員の適正に関する命令」(2009年改正)の内容を検討した。

(3)さらに、「訓練指導員の適正に関する命令」の改正の背景・要因や特徴を浮き彫りにするために、改正以前に研究書や専門誌などで論じられていた、労使の各関係者や研究者などの訓練指導員の能力に関する諸見解や、同命令をめぐる政策上の動き、改正以前の同命令(1972年制定及び1998年制定)の内容を把握した。

聞き取り調査

(1)ケルン商工会議所を訪問し、現在、訓練指導員に求められている役割や能力、同商工会議所が提供している訓練指導員の養成・研修プログラムの内容などについて、同商工会議所の担当者にインタビューを行った。

(2)商工業分野の訓練企業と手工業分野の訓練企業を訪問し、訓練指導員の役割、訓練中に訓練生との間でコンフリクトが生じた場合の対応、「配慮が必要な青少年」に対する支援方法ないし支援可能性などについて、各訓練企業の訓練指導員ないし訓練責任者にインタビューを実施するとともに、関連資料の収集を行った。

(3)職業コレク(職業教育に関するさまざまな学校を1つに集約した教育機関)を訪問し、同校において提供されている各課程とその教育内容、職業コレクと訓練企業との連携体制などについて、学校長及び教員にインタビューを行うとともに、関連資料を入手した。

4. 研究成果

文献研究と聞き取り調査を行った結果、以下のような内容が明らかとなった。

(1)訓練指導員の能力のミニマムスタンダードが示されている、現行の「訓練指導員の適正に関する命令」では、訓練指導員には、職業訓練の計画、職業訓練の準備（訓練生の採用を含む）職業訓練の実施、職業訓練後の評価といった4つの事項にかかわる能力が必要であると定められている。また、同命令では、訓練指導員の養成プログラムにおいて、上記の職業訓練の実施にかかわる諸能力の形成に最も多くの時間を配分することが求められている。

(2)こうした「訓練指導員の適正に関する命令」の内容を踏まえ、実際、ケルン商工会議所が提供している訓練指導員の養成プログラムでは、職業訓練の実施にかかわる能力の形成が重視されている。たとえば、ケルン商工会議所では、訓練指導員の養成・研修プログラムの一環として、最近の青少年（訓練生）の特徴、訓練中に訓練生との間でコンフリクトが生じた場合の対応方法、「配慮が必要な青少年」に対する支援方法や支援可能性に関するセミナーなどが開講されているところである。

(3)訪問した訓練企業の訓練指導員は、1985年～2000年に生まれ、2000年～2015年に青年期を迎えたY世代とも呼ばれる近年の青少年（訓練生）に対して職業訓練を行う際、とくに訓練生の考え方や価値観に配慮した指導・対応が必要であるといった認識を有している。

(4)訓練生に対する職業教育・訓練を円滑に実施するため、デュアルシステムで重要な役割を担っている、訓練企業の訓練指導員（実践的訓練の担当者）と職業学校の教員（座学の担当者）が、訓練生に関する情報交換を従来以上に綿密に行う傾向にある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

(1)吉留久晴、ドイツ・デュアルシステムの訓練市場の変貌、鹿児島国際大学福祉社会学部論集、第36巻第4号、2018年、51-62頁、査読なし。

〔学会発表〕(計3件)

(1)吉留久晴、ドイツ・デュアルシステムの訓練市場の変貌、職業教育研究会、2018年。

(2)吉留久晴、ドイツの大学における職業教育 高等職業教育の一事例、日本産業教育学会若手研究部会公開研究会、2018年。

(3)吉留久晴、ドイツの大学における職業教育 高等教育段階での職業教育の一事例、日本産業教育学会第59回大会シンポジウム、2018年。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。